

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正省令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）

2. 改正の概要

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、以下の内容について所要の改正を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係
 - 指定児童発達支援関係
 - ・ 指定児童発達支援の人員配置基準について、放課後等デイサービスと同様に、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととする。
 - ・ 人員配置基準中、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改める（他の指定障害児通所支援についても同様）。
 - ・ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の人員配置基準にある「機能訓練担当職員」について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができるものとする（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所についても同様とする。）。
 - ・ 指定児童発達支援事業者は、実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないものとする。
 - ・ 指定児童発達支援事業者に対して、以下の項目について、自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないものとする。
 - ① 当該事業者を利用する障害児等の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

- ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ③ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ⑤ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ⑦ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

- ・ 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、上記の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

○ 指定居宅訪問型児童発達支援

- ・ 指定居宅訪問型児童発達支援の基準を以下のとおり定める。

① 基本方針

居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならないものとする。

② 人員に関する基準

指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 1以上

訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務に3年以上従事した者でなければならないものとする。

また、児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならないものとする。

③ 設備に関する基準

指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとする。

また、これらの設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならないものとする。

④ 運営に関する基準

指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させるものとし、サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額等の支払を受けるものとする。また、その他、利用者負担額に関する所要の規定を設ける。

また、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないものとする。

⑤ これらの規定のほか、必要な準用規定を設ける。

○ 共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービス

- ・ 共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスについて、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに倣った基準を設ける。

○ その他

- ・ 多機能型事業所で行う事業に、指定居宅訪問型児童発達支援を加える。

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準関係

- ・ 福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの人員配置基準中、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改める。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

- ・ 指定福祉型障害児入所施設について、「指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設に関する基準を満たすことをもって、指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなすことができる」という規定を削除する。

(4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係

- ・ 指定障害児相談支援事業者に係る相談支援専門員の数の標準を、利用者35人に対して相談支援専門員1人とする。

(5) 経過措置

- ・ 現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業者に係る基準については平成31年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。
- ・ 現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設に係る基準については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

(6) その他条ずれの手当等の所要の改正を行う。

3. 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項、第21条の5の19第3項、第24条の12第3項、第24条の31第1項及び第2項並びに第45条第2項

4. 施行期日

平成30年4月1日（予定）